



東日本大震災被災者のための情報集 第2集 生活再建ハンドブック

(2011.5.25現在)

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。そして一日も早い平穏と復興を心よりお祈り申し上げます。

未曾有の大震災から数ヶ月が過ぎ、被災者の方々は早期の生活再建を望んでいると思います。これに必要な「暮らしとお金」に関わる疑問や不安の解消に應えるため、特定非営利活動法人（NPO 法人）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（略称：日本 FP 協会）東北ブロックでは「生活再建ハンドブック」を発行しました。この小冊子を参考にして、皆様が「受給や借入あるいは請求ができる各種制度・保険金」等の資金を活用し、一日も早い生活再建を果たしていただきたいと願っております。また、当協会では生活再建に関するご相談には「被災者支援相談専用フリーダイヤル」を設置しておりますので、ご活用ください。

なお、各種資金受給に関わる詳しい手続き等は、各市町村、関係機関にお問い合わせのうえ進めていただきたいと存じます。



ひとりひとりの夢をかたちに

日本FP協会
東北ブロック

目 次

I. 住まいの確保・再建のための支援

- 1. 被災者生活再建支援制度 1 ページ
- 2. 災害復興住宅融資 2 ページ
- 3. 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 3 ページ
- 4. 民間金融機関の住宅ローンの返済方法の変更 4 ページ

II. 経済・生活面の支援

- 1. 災害弔慰金 5 ページ
- 2. 災害障害見舞金 5 ページ
- 3. 災害援護資金 6 ページ
- 4. 生活福祉資金制度による貸付 7 ページ
- 5. 奨学金・育英会等の教育資金 8 ページ

III. 社会保険制度等の給付

- 1. 労働者災害補償保険制度 11 ページ
- 2. 健康保険の傷病手当金 12 ページ
- 3. 遺族年金 13 ページ
- 4. 障害年金 14 ページ
- 5. 雇用保険の失業給付 15 ページ

IV. 税金・社会保険料等の減免・免除

- 1. 国税の特別措置 16 ページ
- 2. 地方税の特別措置 18 ページ
- 3. 健康保険料等の措置 19 ページ

V. 保険金の請求

- 1. 生命保険 20 ページ
- 2. 地震保険 22 ページ

VI. 預金の払出し等

- 1. 通帳・印鑑紛失時の払出し 25 ページ
- 2. 他の金融機関での払出し 25 ページ
- 3. 亡くなられた方の預金の払出し 26 ページ
- 4. 通帳・キャッシュカードの再発行 26 ページ

VII. その他

- 1. 生活保護制度 27 ページ
- 2. 原発事故の賠償 28 ページ
- 3. リ災証明 29 ページ

住まいの確保・再建のための支援

1. 被災者生活再建支援制度（給付）

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。

支援の内容	○支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります（世帯数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります）。		
	■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）		
		住宅の被害程度	
		全壊等	大規模半壊
	支援額	100万円	50万円
	■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
		住宅の再建方法	
		建設・購入	補修 賃借 （公営住宅を除く）
	支給額	200万円	100万円 50万円
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修する場合は、合計で200（又は100）万円。		
活用できる方	○東日本大震災について、以下の運用緩和を行っています。		
	・長期避難エリアを設定し、その居住地域に住む者について、り災証明書取得を不要化		
	・り災証明書の代わりに、全壊であることが確認できる写真の添付で可		
	・住民票の提出に代えて、本人の申告のみでも可 など		
	○住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。		
	（※）下記の世帯を含みます。		
	■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯		
	■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）		
	○東日本大震災については、以下の地域が対象です。		
	・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県栄村、新潟県十日町・津南町		

【お問い合わせ先】都道府県、市町村

2. 災害復興住宅融資

(1) お申し込みができる方

① 自然災害により被害が生じた住宅の所有者、賃貸人、居住者で、地方公共団体から「り災証明」を交付された方 ・新しく住宅を建てる場合 住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方 ・壊れた住宅を直す場合 住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方
② ご自分が居住するために新しく住宅を建てる方、新築又は中古の住宅を買う方、壊れた住宅を直す方
③ 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が次の基準を満たしている方 年収400万円未満：総返済負担率30%以下 年収400万円以上：総返済負担率35%以下

総返済負担率の算出には特例がありますので、機構ホームページ又はお客様コールセンターで確認してください。

(2) 融資限度額・返済期間

<新しく住宅を建てる場合>基本融資

構造/種別	建設資金	返済期間
耐火・準耐火 木造（耐久性）	1,460万円	35年
木造（一般）	1,400万円	25年

- ① 今回の東日本大震災により被災された方は最長5年間の元金据置期間を設定できます。
- ② 返済期間は据置期間分延長されます。
- ③ 基本融資額の融資金利は、当初5年間は0%まで引き下げられます。

<土地融資額・特別加算額>

種別	加算額
土地取得資金	970万円
整地資金	380万円
特別加算額	450万円

<壊れた住宅を直す場合>基本融資

構造/種別	補修資金	返済期間
耐火・準耐火	640万円	20年
木造	590万円	20年

- ① 今回の東日本大震災により被災された方は1年間の元金据置期間を設定できます。
- ② 返済期間は延長されません。
- ③ 補修の融資金利は、当初5年間は1%まで引き下げられます。

<土地融資額>

種別	加算額
整地資金	380万円
引方移転資金	380万円

(3) その他ご注意ください

- ① 新築又は中古の住宅（マンションを含む）を買う方は支援の内容が異なりますので、機構ホームページ又はお客様コールセンターで確認してください。
- ② 災害による擁壁の損壊等宅地に被害を受けられた方に対する補修に必要な資金を融資する災害復興宅地融資も新設されました。
- ③ 被災者向けに貸すための住宅を建設、購入、又は補修される方も対象になります。
- ④ 親孝行ローンを利用すれば、被災した親が住むための住宅を建設、購入、又は補修する場合に利用することができます。
- ⑤ 年齢による最長返済期間は「80 歳 - 申込時の年齢」で計算しますが、収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なります。

3. 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

(1) お申し込みできる方

- ① 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- ② 債務者ご本人又はご家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- ③ 商品、農作物その他の事業財産等又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方

(2) 変更内容

今回の東日本大震災により被害を受けられた方は

- ① 返済金の払込みの措置：1 年～5 年 据置期間中は、元金・利息の返済を猶予できます
- ② 据置期間中の金利の引き下げ：0.5%～1.5%減など現在の金利を一定に引き下げます
- ③ 返済期間の延長：1 年～5 年 据置期間分だけ返済期間を延長します

【お問い合わせ先・申込関係書類の請求先】

- ① お取り扱いの金融機関
- ② 住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）

フリーダイヤル 0120-086-353

ご利用いただけない場合（IP 電話など）は 048-615-0420 におかけください
営業時間 毎日 9:00～17:00（祝日、年末年始は休業）

詳細は、住宅金融支援機構ホームページ又は「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）で確認してください。



4. 民間金融機関の住宅ローンの返済方法の変更

被災者の方で現在民間金融機関の住宅ローンを返済中の方は、落ち着いたらまず返済している金融機関へ相談に行くことが大切です。被災して職場を失ったり、住宅に住むことができなくなったとしても、保険等で住宅ローンが完済できなかった場合は返済を続けなければならないからです。そうした返済困難になっている方のために現在の返済を楽にする方法があります。

(1) 返済方法の変更

① 「元本据置」を活用する

一定期間、利息だけを支払う方法です。元金の返済をストップします。

見直し前 毎月元利で7万円の返済の場合

利息 2 万円	元金 5 万円
---------	---------

見直し後 毎月利息のみ2万円の返済に変更

利息 2 万円

② 返済額を引き下げる

一定期間、返済額を減らして元金の返済を続ける方法です。

「元本据置」と異なり、少しずつですが元金は減っていきます。

見直し前 毎月元利で7万円の返済の場合

利息 2 万円	元金 5 万円
---------	---------

見直し後 元金を3万円減額し、毎月元利で4万円の返済に変更

利息 2 万円	元金 2 万円
---------	---------

(2) 一定期間後の対応

返済期間を変えずに通常返済に戻す方法があります。この場合、減額した分、返済は増額します。

返済期間を延長し、返済額を減額したままにする方法があります。この場合ローン終了年齢は後ろ倒しになります。収入の面で返済が継続できる年齢を考える必要があります。

(3) その他ご注意いただくこと

住宅ローン引き落とし口座に残高が不足すると、ローンの返済が遅れます。その場合、早めに金融機関に連絡しないと延滞が進み、延滞利息が加算されたり、「個人情報センター」に登録されたりします。そのためローンの返済方法の変更や新たなローンが申し込めなくなる場合があります。

住宅ローン保証会社の保証を受けている方や団体信用生命保険に加入している方はそれぞれの規定により、変更できる範囲が異なります。



経済・生活面の支援

1. 災害弔慰金（給付）

（１）支援の内容

災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。災害弔慰金の支給額は次のとおりです。

生計維持者が死亡した場合	500 万円を超えない範囲内で支給
その他の者が死亡した場合	250 万円を超えない範囲内で支給

（２）対象となる方

災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録がある方、外国人登録がある方）のご遺族です。

支給の範囲・順位は、死亡した方の

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、です。

※対象となる災害は、自然災害で 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害等です。

【お問い合わせ先】 市町村

2. 災害障害見舞金（給付）

（１）支援の内容

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250 万円を超えない範囲内で支給
その他の者が重度の障害を受けた場合	125 万円を超えない範囲内で支給

（２）対象となる方

災害により以下のような重い障害を受けた方です。

- ① 両眼が失明した人
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- ⑥ 両上肢の用を全廃した人
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ⑧ 両下肢の用を全廃した人
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

※対象となる災害は、自然災害で 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害等です。

【お問い合わせ先】 市町村

3. 災害援護資金（貸付）

（１）支援の内容

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	①世帯主に１ヵ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	１５０万円
	イ 家財の３分の１以上の損害	２５０万円
	ウ 住居の半壊	２７０万円
	エ 住居の全壊	３５０万円
	②世帯主に１ヵ月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の３分の１以上の損害	１５０万円
	イ 住居の半壊	１７０万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	２５０万円
	エ 住居全体の滅失又は流失	３５０万円

	通常	震災特別法による特例※
貸付利率	年３％ （据置期間中は無利子）	保証人あり 無利子 保証人なし 年１.５％
据置期間	３年以内 （特別の場合５年）	６年以内
償還期間	１０年以内（据置期間含む）	１３年以内

※「震災特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）」による特例です（平成２３年５月２日施行）。

（２）活用できる方

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１ヵ月以上
- ②家財の１／３以上の損害
- ③住居の半壊又は全壊・流出

○所得の制限があります。

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とします。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が１以上ある場合の災害です。

【お問い合わせ先】市町村

4. 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の内容

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付があります。これらの貸付限度額等は次のとおりです。

○福祉費

貸付限度額	150万円（目安）
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6ヵ月以内
償還期間	7年以内（目安）

○緊急小口資金

	通 常	特別な場合（下記※参照）
貸付限度額	10万円	20万円
貸付利率	無利子	無利子
据置期間	2ヵ月以内	1年以内
償還期間	8ヵ月以内	2年以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは都道府県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。

緊急小口資金については、今回の東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、以下の特例措置を講じております。

- ・ 低所得世帯に限らず被災世帯を貸付対象者とする。
- ・ 亡くなられた方や要介護の方がおられるなど特別な場合には貸付限度額を20万円とする（※）。
- ・ 併せて、据置期間を1年以内、償還期間を2年以内にそれぞれ延長する。

(2) 活用できる方

- ・ 低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯
- ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外
- ・ 緊急小口資金の特例措置については、東日本大震災により被災した地域、東京電力福島第一原子力発電所事故の伴う内閣総理大臣による住民の退避指示及び自宅などの屋内退避指示の対象となった地域に住所を有している世帯が対象となります。なお、他の自治体に避難された方についても、避難先の社会福祉協議会において申し込みを受け付けております。

【お問い合わせ先】都道府県、市町村、社会福祉協議会



5. 奨学金・育英会等の教育資金

(1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構では、東日本大震災に遭われた方々に緊急採用・応急採用奨学金の申し込みを受け付けます。災害救助法適用地域（東京都を除く）に居住する世帯で、東日本大震災により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。

＜奨学金（融資）の概要＞ ※大学院、その他の詳細については別途問い合わせのこと

種類	緊急採用奨学金（第一種奨学金：無利子）	応急採用奨学金（第二種奨学金：有利子）
採用時期	年間を通じて随時	年間を通じて随時
申し込み先	現在在学している学校	現在在学している学校
採用基準	【高等学校、専修学校（高等課程）】 学力基準、家計基準あり（別途確認）	【高等学校、専修学校（高等課程）】 申し込みできません
	【大学、短大、高等専門学校、専修学校（専門課程）】 学力基準、家計基準あり（別途確認）	【大学、短大、高等専門学校、専修学校（専門課程）】 学力基準、家計基準あり（別途確認）
貸与時期	家計急変の生じた月以降で希望する月	家計急変の生じた月以降で希望する月
貸与終期	原則として採用年度末まで（「緊急採用奨学金継続願」を提出することで1年間（平成24年3月まで）延長可）	標準修業年限が終了するまで

＜奨学金の月額＞

○高校、専修（高等）

	自宅通学	自宅外通学
国・公立	18,000 円	23,000 円
私立	30,000 円	35,000 円

○短大、大学、専修（専門）

	国・公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
			54,000 円（大学）	64,000 円（大学）
	30,000 円を選択することも可			
第二種奨学金	30,000 円・50,000 円・80,000 円・100,000 円・120,000 円のいずれか			

○高専

		国・公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金	1～3年生の間	21,000 円	22,500 円	32,000 円	35,000 円
		10,000 円を選択することも可			
	4・5年生の間	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
		30,000 円を選択することも可			
第二種奨学金 ≪ 4・5年生対象 ≫		30,000 円・50,000 円・80,000 円・100,000 円・120,000 円のいずれか			

<奨学金の減額返済、返済猶予について>

東日本大震災により返還困難となった方は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出してください。災害救助法の適用を受けない近隣の地域であっても、同等に被災された方や勤務先が被災した方についても、返還を減額・猶予できる場合があります。

【お問い合わせ先】

独立行政法人 日本学生支援機構 0570-03-7240（ナビダイヤル）

※PHS、一部携帯電話、IP電話及び海外からの電話は⇒ 03-6743-6100

※受付時間：8：30～20：00 月曜～金曜（土日祝日・年末年始を除く）

（2）あしなが育英会「東日本大地震・津波 緊急対応措置」

<0歳から大学院生までの「特別一時金」給付制度（返済不要）>

- ・特別一時金の対象者・・・東日本大地震・津波で保護者が死亡あるいは行方不明または著しい後遺障害を負った人の子どもで、出願時に①未就学児、②小中学生、③高校生と2012年度に大学・短期大学・専修学校・各種学校の第1学年に入学を希望し準備している人、④大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生

- ・特別一時金の金額・・・ ①未就学児 10万円 ②小中学生 20万円
③高校生 30万円 ④大学生 40万円

- ・申込期限 平成24年3月10日（平成23年度限定）

<あしなが育英会奨学金制度（融資）の特例措置>

種類	高等学校奨学金		大学奨学金		専修・各種 学校奨学金	大学院 奨学金
金額	国公立	私立	一般	特別	40,000円	80,000円
	25,000円	30,000円	40,000円	50,000円		
選考	書類選考のみ					
利息	無利子					
返還期間	卒業後半年後から20年以内					

- ・申込期限 平成24年3月10日

【お問い合わせ先】

あしなが育英会 東日本大地震・津波緊急対応本部

被災者の方専用フリーダイヤル 0120-77-8565



（３）交通遺児育英会

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災で被災された方の子女等のうち、保護者が行方不明の場合や通常の交通事故証明書が発行される事故以外の事故につきましても、次に示すような方は交通遺児として採用できますので、希望される方はお申し出ください。

<応募できる人>

①事故の内容

- ・保護者が車両に乗って出かけて、津波に遭ったり、地震による路外逸脱・自損事故・落石などで、死亡されたり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女が対象となります。
- ・保護者が車両に乗って出かけたまま行方不明になった場合も、ご事情によっては採用いたしますので、お問い合わせください。

②事故の証明

- ・交通事故証明書が発行されない場合は、願書の「事故の模様」欄に詳しくご記入いただく自己申告の形式で代用させていただきます。

③対象となる生徒及び学生

- ・高等学校以上の生徒及び学生、ならびに今後、高等学校以上の修学年令に達する生徒及び学生。

<奨学金（融資）の概要> ※大学院、その他詳細については別途問い合わせのこと

種類	高校・高等専門学校 専修学校高等課程	短大・大学・専修学校専門課程 及び各種学校
月額	2 万円、3 万円、4 万円から選択	4 万円、5 万円、6 万円から選択
一時金	20 万円、40 万円、60 万円から選択 (1 年生入学後希望者)	40 万円、60 万円、80 万円から選択 (1 年生入学後希望者)
進学準備金	40 万円、60 万円、80 万円から選択 (高校奨学生 3 年生で、大学・専門学校奨学生予約決定者のうち希望者、 一時金と併用できない)	
学力基準	出願者の学業成績は関係ないが、奨学生となった後に留年すると、 原則として留年中は奨学金を停止	
家計基準	家族数によって異なる。保護者にあたる方の収入が選考対象（要問い合わせ）	
利息	無利子	
貸与期間	原則として合計 9 年間まで	
貸与総額	奨学金及び入学一時金（進学準備金を含む）の総貸与額は 812 万円限度	
返還期間	卒業後半年後から 20 年以内	
その他	他の奨学金と併用可	

【お問い合わせ先】

公益財団法人 交通遺児育英会

奨学課 フリーダイヤル 0120-521286

社会保険制度等の給付

1. 労働者災害補償保険制度（労災保険）

工作中や通勤途中に地震や津波などで、けが、病気、障害、死亡などに対して被災労働者や家族に給付を行う制度です。

今回の震災で行方不明となった方について、特例で震災日の3月11日から3ヵ月経過し、依然安否が不明な場合は、3月11日に死亡したものと推定して遺族補償給付の請求ができます。

○労災保険の給付の種類

治療を受けた時 （療養補償給付）	治療費を全額支給
けがなどの為、労働できず賃金を受け取れない時（休業補償給付）	休業4日目から1日につき給付基礎日額の6割が支給され、さらに2割が特別支給金として支給される ※給付基礎日額・・・ 災害発生前3ヵ月間に支払われた賃金の平均額
けがなどが治癒し障害等級に該当する障害が残った時 （障害補償給付）	障害等級第1級から7級までは年金支給、第8級から14級までは一時金が支給される ※公的年金などから障害年金が支給される場合、一部調整される
労働者が死亡した時 （遺族補償給付）	死亡当時の遺族の人数に応じて年金が支給、年金を受け取る遺族がない場合は一時金が支給される ※公的年金などから遺族年金が支給される場合は、一部調整される
埋葬を行った時 （葬祭料）	一定額が支給される

今回の震災で、労働基準監督署へ労災請求をする場合は、

- ① 任意の様式で請求できる
- ② 事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けるとのことです。

<自宅以外で避難されている方>

労災の請求は事業所（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出するのが原則ですが、今回の震災で被災された方については、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出が可能です。

また、震災の影響により監督署が閉鎖している場合も上記の方法にて可能です。

【請求先・お問い合わせ先】 事業所（会社）を管轄する労働基準監督署、
もしくは最寄りの労働基準監督署へ



2. 健康保険の傷病手当金

今回の大震災は平日のお昼過ぎに発生したため、労働者が業務中に被災してしまったケースもあります。しかし、その一方で、休暇中（業務外）に被災された方もいます。

このページでは、主に業務外に病気やけがに遭い、働くことができずに会社を休んだ場合に受給できる「傷病手当金」について整理していきます。

Q 1. 傷病手当金とはどういう主旨の給付でしょうか。

A 1. 傷病手当金は、病気やけがの休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた健康保険の給付制度です。病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される手当金です。

Q 2. 会社の休暇中に震災に遭遇して、けがをしまい、働くことができずに会社を休んでいます。この傷病手当金はもらえるのでしょうか。

A 2. 傷病手当金は「連続 3 日間以上の期間を休み（有給や欠勤は問わず）」、「給料が一部または全額支給停止」なった場合に支給要件に当てはまります。該当すると思われる方（主にサラリーマン）は、会社の人事や総務等の健康保険を管理する担当部署にご確認ください。

Q 3. 自営業者等が加入する国民健康保険の場合、この傷病手当金は適用するのでしょうか。

A 3. 国民健康保険の場合は任意給付の取り扱いとなっており、各市町村によってその対応が異なります。よって、各市町村の国民健康保険担当部署への確認が必要となります。

Q 4. 傷病手当金はいくらもらえるのでしょうか。

A 4. 支給額は病気やけがで休んだ期間、1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する額です。なお、働くことができない期間について、ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

ア 事業主から報酬の支給を受けた場合
イ 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額）
ウ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などを受けている場合（複数の老齢給付を受けるときは、その合算額）

ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給はありませんが、ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給することとなります。支給される期間は支給を開始した日（休んだ日から 4 日目）から 1 年 6 ヶ月以内となります。

Q 5. 業務中に被災して、けがをして休業した場合に何か給付があるのでしょうか。

A 5. 「傷病手当金」は業務中の保障はありませんが、業務中の災害の場合には、労災保険の「休業補償給付」でカバーされていますので、ご安心ください。該当すると思われる方は、会社の人事や総務等の担当部署にご確認ください。サラリーマンに限らず、タクシードライバー等の自営業者の方で労災保険（特別加入制度）にご加入の場合でも対象になります。受給要件や申請に関しては、最寄りの労働基準監督署へご確認ください。

3. 遺族年金

地震や津波など震災の影響で亡くなられた方と生計維持関係にあり、下記の要件に該当する遺族に対して支給されます。

今回の震災で行方不明となった方について、特例で震災日の3月11日から3ヵ月経過し、依然安否が不明な場合は、3月11日に死亡したものと推定して遺族年金の請求ができます。

○遺族基礎年金

死亡者の要件	① 国民年金の加入者（障害年金と同様に納付要件あり） ② 国内居住の60歳以上65歳未満の方 ③ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方、または受給権者
遺族の要件	子のある妻、または子 （子は18歳到達の年度の末日を経過していない子、 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子）
年金額	788,900円 + 子の加算（平成23年度） 子の加算：第1子、第2子・・・各 227,000円 第3子以降・・・各 75,600円

○遺族厚生年金

死亡者の要件	① 厚生年金保険の加入者 ② 加入中の病気やけがなど傷病がもとで初診日から5年以内に死亡した方 ③ 1級・2級の障害厚生年金を受給できる方 ④ 老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方、または受給権者
遺族の要件	妻、子、孫 ※優先順位あり 55歳以上の夫、父母、祖父母（60歳から支給）
年金額	報酬比例年金 × 3/4
中高齢寡婦加算	子のない妻が40歳から65歳になるまで遺族厚生年金に加算 591,700円（平成23年度）

国民年金の第一号被保険者期間のある方が亡くなくても、遺族基礎年金を受給できない場合は、「寡婦年金」、「死亡一時金」が支給される場合があります。要件はそれぞれご確認ください。

<遺族年金の請求>

最寄りの年金事務所に、

- ① 亡くなられたことが確認できる死亡診断書等
- ② 申請者ご本人の身分を確認できるもの（運転免許証など）をご持参ください。

手続きに必要な住民票が入手できない場合は、その代わりとなる書類を提出すれば手続きを行うこととしています。年金事務所にてご相談ください。

【請求先・お問い合わせ先】 最寄りの年金事務所へ

4. 障害年金

震災により、けがや病気による身体機能の障害、精神の障害などの状態になり、障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日など）に、一定の受給要件に該当していれば、障害の程度によって障害年金が支給されます。

※初診日・・・けがや病気などについて初めて医師の診療を受けた日

○障害年金の受給要件

	障害基礎年金	障害厚生年金
初診日要件	国民年金の加入者など	厚生年金の加入者
保険料納付要件	これまでの加入期間のうち、 ・保険料納付済期間と免除期間をあわせて3分の2以上ある方 ・もしくは直近の1年間に保険料の未納がない方	
障害等級	1級または2級 (医師の作成した診断書が必要)	1級・2級・3級 (医師の作成した診断書が必要)

○障害を認定する基準

障害厚生年金	障害基礎年金	1級障害	日常生活を送るのに、他人の介助を受けなければ、ほとんど自分のことができない状態
		2級障害	日常生活を送るのに、自力では生活をするのが著しく困難で、労働による収入を得ることができない状態
	—	3級障害	労働が著しい制限を受けるか、労働に著しい制限を加えることを必要とする状態

○年金額（平成23年度）

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	986,100円+子の加算	報酬比例×1.25+配偶者加給額
2級	788,900円+子の加算	報酬比例+配偶者加給額
3級	—	報酬比例 (最低保障 591,700円)
加算加給	第1子、第2子まで 各227,000円 第3子以降 各75,600円 ※18歳到達の年度の末日を経過していない子など、要件あり	65歳未満の配偶者 (227,000円)

障害手当金・・・初診日から5年以内にけがや病気が治り、障害等級3級よりやや軽い障害が残った時、一時金として支給されます（厚生年金加入者）。

【請求先・お問い合わせ先】 最寄りの年金事務所へ



5. 雇用保険の失業給付

雇用保険の失業給付は退職や解雇などにより「失業」した場合に受けられるものです。しかし、今回の震災により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方は、「雇用保険の特例措置」により失業給付を受けることができます（福島原子力発電所に係る避難指示地域や屋内退避指示地域の事業所の休業も、特例措置の対象となります）。

Q 1. 「雇用保険の特例措置」とはどのようなものですか。

A 1. 「雇用保険の特例措置」には次の２種類があります。

- ①事業所が災害を受けたことにより、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※上記の失業給付は、雇用保険に６ヵ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

※宮城県、岩手県、福島県は全市町村が災害救助法指定地域となっています。

Q 2. 「雇用保険の特例措置」を受ける場合にはどのようにすればよいですか。

A 2. この特例を受けるためには、働いていた事業所から交付される「休業票」（上記Q 1の①の場合）または「離職票」（上記Q 1の②の場合）を持参し、ハローワークで手続きをすることが必要です。

Q 3. 事業主や会社から必要な書類の交付を受けられない場合はどうしたらよいですか。

A 3. 事業主や会社と連絡がつかないなどの理由で離職票や休業票の交付が受けられず、手続が進められないといった場合でも、本人の申し出等により手続を行うことができますので、まずは最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にご相談ください。もし給与明細や賃金振込が確認できる通帳などの就業時の状況が分かるような書類をお持ちの場合はご持参ください。

Q 4. 会社で雇用保険に加入させてもらえなかったのですが、失業給付を受けることはできますか。

A 4. 雇用保険の失業給付を受けるには、雇用保険に加入していたことが要件となります。ただし、「１週間の所定労働時間が２０時間以上であること」及び「３１日以上雇用見込みがあること」という条件を満たしており、本来雇用保険に加入すべきだったが事業主により加入手続きが行われていなかった場合は、さかのぼって加入手続きを行うことができますので、ハローワーク又は都道府県労働局にご相談ください。

【雇用保険の失業給付に関するお問い合わせ先】

最寄りのハローワークまたは都道府県労働局【平日 8:30～17:15】

- ・宮城労働局職業安定課（０２２－２９９－８０６１）
- ・岩手労働局職業安定課（０１９－６０４－３００４）
- ・福島労働局職業安定課（０２４－５２９－５３３８）

税金・社会保険料等の減免・免除

1. 国税の特別措置

(1) 所得税法に定める雑損控除と災害減免法に定める税額軽減免除

大震災により住宅や家財等に損害を被ったり、震災に関連した出費があった方は、「所得税法」に定める雑損控除の方法、または「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

なお、この度の大震災により被害を受けた方については、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

○「所得税法」に定める雑損控除

災害、盗難、横領で損害を受けた場合は、次のいずれか多い方の金額を所得から控除できます。

- ・ 差引損失額 — 所得金額の10分の1
- ・ 差引損失額のうち災害関連支出の金額 — 5万円

(注) 差引損失額の計算とは

損害金額(その資産の時価を基にして計算した額) + 災害関連支出(滅失した住宅・家財を除去するためにかかった費用) - 保険金などによって補てんされる金額 で求められます。

なお対象となる資産は通常生活に必要な住宅や家財・自家用車などの資産に限られます(生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属・書画・骨董等をいいます)。また損害額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後5年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。

○「災害減免法」に定める税額控除

年間の所得が1,000万円以下で、住宅・家財の2分の1以上の損害を受けた方で、上記の雑損控除の適用を受けない方は下記により所得税の全部または一部が免除されます。

- ・ 所得金額が500万円以下の人 全額免除
- ・ 所得金額が500万円超750万円以下の人 2分の1の軽減
- ・ 所得金額が750万円超1,000万円以下の人 4分の1の軽減

なお損害額が所得金額を超えた場合でも、上記の「雑損控除」とは異なり、その超える金額を翌年以降に繰り越すことはできません。

これらの措置を受けるには確定申告が必要となります。既に平成22年度の確定申告を済ませている方と済ませていない方では、ご用意いただく書類が異なります。具体的な控除額の計算や、被災されて書類が紛失してしまっている方など、分からない点については税理士または税務署へお問い合わせください。



（２）その他の還付について

○住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン減税）の特例

大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について、居住ができなくなった場合でも、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの期間についても引き続き住宅借入金等特別控除を受けることができます。

年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方（サラリーマンの方等）は引き続き年末調整で控除を受けることができます。年末調整によって控除を受ける場合の「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（兼明細書）」をなくされた方は、最寄りの税務署で再発行してもらえます。

○自動車重量税の特例還付

自動車検査証（車検証）の有効期間内に大震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局（自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会事務所で自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届けの手続きを行い、自動車重量税の還付申告書を提出すると、車検残存期間分の自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車とは以下のような理由により永久抹消登録等の手続きを行った車をいいます。

- ・海水により使用できなくなった
- ・車庫の倒壊等により車体が破損し、使用できなくなった
- ・自動車が津波で流されてしまい、行方が分からなくなった

自動車重量税の還付申告書は平成２５年３月３１日までに運輸支局又は軽自動車検査協会に申請しなければなりません。また還付申告書の提出にあたっては、自動車の永久抹消登録等の手続きが必要です。

○被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免除

被災自動車の使用者であった方が、平成２３年３月１１日から平成２６年４月３０日までの間に買換車両（中古車を含む）を取得して車検証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免除届出書を提出することにより、最初に受ける車検証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。ただし被災自動車の数が限度です。

被災自動車の使用者であった方は、買換車両を使用する場所を管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会に車検証の交付等を受ける際に必要な書類と一緒に自動車重量税に係る免除届出書を提出してください。

この免除措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合でも還付を受けることができます。

【お問い合わせ先】

自動車重量税の特例還付及び免除措置について・・最寄りの税務署

永久抹消登録等の手続きについて・・・・・・・・最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会



2. 地方税の特別措置

○個人住民税

- ・ 所得税で雑損控除の適用を受けた場合、個人住民税も所得税に連動して、税額が低くなります。
- ・ 所得税については雑損控除と災害減免法を併用することができませんが、個人住民税の場合は雑損控除の適用を受けた場合でも、各市町村の条例により免除の適用を受けられることがあります。

○固定資産税・都市計画税

- ・ 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除することとされました。
- ・ 大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地として使われていた土地（被災住宅用地）を被災後10年間、住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減されます。
- ・ 被災住宅用地の所有者等が、その土地に代わる土地（被災代替地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合は、その代替地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年間、その土地を住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減されます。
- ・ 大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、その家に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、その代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、4年間2分の1、その後2年間3分の1が軽減されます。

○不動産取得税

- ・ 被災家屋の所有者が新しい家を平成33年3月31日までに取得した場合は、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようになりました。
- ・ 被災代替家屋の敷地で、被災家屋の敷地として使っていた土地に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分については不動産取得税が課されないことになりました。

○自動車取得税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税が課されないことになりました。

○自動車税・軽自動車税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年分の自動車税・軽自動車税が課されないことになりました。

ただし、これらの地方税の扱いについては、各都道府県・市町村により要件や手続き方法等が異なります。詳しくはお住まいの都道府県、市町村にお問い合わせください。

個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税・・・各市町村

不動産取得税、自動車取得税、自動車税・・・各都道府県

3. 健康保険料等の措置（国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等）

○国民年金保険料

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、申請することにより全額が免除されます。ただし免除の手続きは平成23年7月末日までに行わなければなりません。

国民年金保険料免除申請書に被災状況届けを添付して、ご住所地の市町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。なお保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料の納付が困難な方は口座振替の停止手続きをとる必要もあります。

被災者専用フリーダイヤル 0120-707-118

期 間：平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00まで

○国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療制度保険料

各市町村により次の措置がとられています。

- ・ 納期限の延長又は口座振替日の変更をしていることがあります。
- ・ 震災により著しい損害を受けたために保険料の支払いが困難となった場合、保険料が免除される場合があります。
- ・ 震災により住宅が全半壊などの著しい損害を受けたため、窓口負担の支払いや介護サービスに係る利用者負担の支払が困難となった場合、猶予・免除される場合があります。

各市町村により対象となる方・支援の内容・提出書類が異なりますので、ご住所地の市町村役場へお問い合わせください。



保 険 金 の 請 求

1. 生命保険

今回の地震では、津波や火災などで保険証券を失ったり、保険金請求のための書類を揃えるのが難しかったりするケースも多くあります。また、どの生命保険会社の保険に加入していたのかわからないという方もいらっしゃるでしょう。そういう場合でも、今回の震災においては、生命保険各社は被災者の方が保険金を請求できるように柔軟な対応をとっています。

このページでは、保険金の請求などの手続きをはじめ、生命保険に関することをご説明していきます。

Q 1. 地震や津波で亡くなった場合でも生命保険の保険金はもらえますか。

A 1. 生命保険や医療保険に加入していれば、亡くなったり、所定の障害を負ったり、けがで入院したりした場合、保険金や給付金が支払われますので、地震や津波の場合ももらえます。

一般に、災害関係の特約については、「地震等による災害関係保険金や給付金を削減、または支払わない」という免責条項がある場合があります。しかし、今回、各生命保険会社はこの免責条項等は適用せず、災害関係保険金・給付金を全額支払うことを決定しています。

また、今回の震災では医療機関も大変な状況でした。そこで、各生命保険会社では、病院の事情により、被災後ただちに入院できず、かつ、臨時施設などで医師の治療を受け、その後入院した場合は、被災日から入院を開始したものとみなして、その分の給付金を支払う特別取扱いも行っています。ただし、保険金や給付金は請求しなければ受け取れませんので、加入している保険会社に連絡してください。

Q 2. 津波で保険証券がなくなってしまった場合でも、保険金は支払われるのでしょうか。

A 2. 本人確認ができれば、保険証券がなくても大丈夫です。本人を証明する運転免許証や健康保険証などがなくなってしまった場合でも、各生命保険会社で個別の状況に応じた対応を検討していますので、まずは加入している保険会社に相談してみましょう。

Q 3. 保険金を請求する場合の書類が揃わないのですが、どうしたらいいのでしょうか。

A 3. 保険金や給付金を請求する際に必要な住民票や不慮の事故を証明する書類など、通常なら必要とされる書類が揃わない場合でも、今回、各生命保険会社は書類の省略、代用など、可能な範囲で柔軟に対応しています。あきらめずに保険会社に問い合わせしてみてください。

Q 4. 保険金の請求など、電話をかけられる状況にないのですが、後で生活が落ち着いてからでも大丈夫でしょうか。

A 4. 保険金、給付金の請求の時効は、支払い事由となる事故が発生してから 3 年となっています。ただし、今回の震災では、各生命保険会社は 3 年を過ぎても、請求すれば支払う方針となりましたので、あせらなくても大丈夫です。生活が落ち着いたら忘れずに請求しましょう。

Q 5. 保険証券もなくなってしまう、どの保険会社の生命保険に入っていたかわからなくなってしまう場合は、あきらめるしかないのでしょうか。

A 5. 今回の地震で被災された方が、加入していた生命保険会社がわからず、保険金等の請求を行うことができない場合には、「災害地域生保契約照会制度」があります。生命保険協会が設置した「災害地域生保契約照会センター」に問い合わせれば、生命保険協会に加盟している47社の生命保険会社に保険の契約があるかないかを調べてくれます。原則、被災された方のご家族、ご遺族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）であれば、照会センターを利用することができます。まずは問い合わせしてみましょう。

生命保険協会

「災害地域生保契約照会センター」

フリーダイヤル 0120-001731

【受付時間】9:00～17:00（土・日曜、祝日を除く）

調査の結果、契約していた保険が確認された場合は、加入している生命保険会社から連絡がきます。その場合、照会した方が保険金の受取人でなく、他に受取人に指定されている方がいる場合など、プライバシー保護の観点から照会した方に契約の内容について回答できない場合もあるとしています。

Q 6. 当面、収入のメドがつかず、生命保険料の支払いが難しい状況ですが、保障がなくなってしまうのも不安です。何か方法はありますか。

A 6. 当初、災害救助法適用地域（東京都その他の一部の地域を除く）においては被災された方には保険料の払込みについて猶予する期間を6ヵ月延長する措置が実施されました（平成23年9月末日まで）。さらに、3ヵ月間の延長可となり、最長で平成23年12月末日まで延長されることになります。

保険料払込猶予期間経過後も契約の継続を希望される際には、猶予期間の末日までに猶予期間分の保険料の全額を払い込みいただく必要がありますが、猶予期間分の保険料全額の払い込みが困難な場合は、平成24年1月から継続して保険料を払い込むことにより、契約は継続されます。その場合、猶予期間分の保険料の払込期日は平成24年10月末日までとなります。なお、猶予期間分の保険料につきましては、分割での支払いも可能です。

詳しくは、加入保険会社にお問い合わせください。

【生命保険関係に関するさまざまな相談、照会、苦情などのお問い合わせ先】

生命保険相談所

03-3286-2648

【受付時間】9:00～17:00（土・日曜、祝日を除く）



2. 地震保険

今回の大震災発生後、真っ先に注目されたもののひとつに、被災した住宅や車両などに保険が適用されて保険金が出るのだろうか、ということがありました。ただご自身の契約している保険について内容を詳しく理解している人はそれほど多くないのではないのでしょうか。

このページでは地震のときの保険の概要と受け取りの手続きについてご説明していきます。

Q 1. 住宅の火災保険には加入していますが、今回の地震で家が津波で流されました。保険金はもらえるのでしょうか。

A 1. 契約の保険に「地震保険」が付加されていましたか。その場合は、地震保険で契約していた保険金額の範囲で支払われる可能性があります。

火災保険というのは「住宅総合保険」などと呼ばれる住宅に関する損害保険の契約です。この保険では基本的に地震や津波などが原因となった損害に対しての保険金は支払われません。

○災害と保険金の支払い

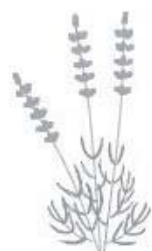
	火災保険	地震保険
地震が原因で火災が起きて家が焼けた	×	○
地震で家が倒壊した	×	○
津波で家が流された	×	○

ただ、火災保険には地震火災費用保険という特約がついているものがほとんどです。これは、地震が原因で住宅が半焼または全焼となったとき、または家財が全焼した場合に保険金額の5%を支払うというものです。したがって、地震保険を掛けていなかったからといって、保険金がまったくもらえないというわけではありません。

○地震火災費用保険と地震保険の比較

発生した災害と保険金の支払い	火災保険の地震火災費用保険	地震保険
地震が原因で住宅が全焼	火災保険金の5% (300万円上限)	契約金額の100% (時価が上限)
地震が原因で住宅が半焼	火災保険金の5% (300万円上限)	契約金額の50% (時価の50%上限)
津波が原因で住宅が全損	×	契約金額の100% (時価が上限)

保険金の請求に当たっては、市町村が発行する「り災証明書」または「り災申請書」が必要になりますが、今回の災害ではほとんどの損害保険会社や共済の手続きが簡素化されていますので、必要な手続きについては、ご契約の損害保険会社等にお問い合わせください。



Q 2. 地震保険ではどれくらいの保険金が受け取れるのでしょうか。

A 2. 地震保険では被害区分を「全損」「半損」「一部損」の3つに判定して、

- ・全損の場合 保険金額の 100%
- ・半損の場合 保険金額の 50%
- ・一部損の場合 保険金額の 5%

という基準があります。

ここで注意しなければならないのは、必ずその割合で支払われるのではなく、「時価」が上限だということです。時価とは、購入などに掛かった金額から使用による消耗分を差し引いた金額のことで、この時価と区分に応じた保険金割合とを比べて、低いほうが支払われることになります。

○被害状況と支払われる保険金

	建物	家財	支払われる保険金
全損	基礎・柱・壁などの損害額が建物時価の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が建物の延べ床面積の 70%以上	家財の損害額が家財時価の 80%以上	契約金額の 100% (時価が限度)
半損	基礎・柱・壁などの損害額が建物時価の 20～50%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延べ床面積の 20～70%未満	家財の損害額が家財時価の 30%～80%未満	契約金額の 50% (時価の 50%が限度)
一部損	基礎・柱・壁などの損害額が建物時価の 3～20%未満 建物が床上浸水または地盤面から 45cm を超える浸水	家財の損害額が家財時価の 10%～30%未満	契約金額の 5% (時価の 5%が限度)

○木造、鉄骨造建物についての津波による浸水被害の場合

	被害の状況	支払われる保険金
全損	鴨居、長押(なげし)または扉の上端に至る床上浸水の場合	契約金額の 100% (時価が上限)
半損	床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水の場合	契約金額の 50% (時価の 50%が上限)
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らない場合	契約金額の 5% (時価の 5%が上限)

○津波による浸水被害のみの場合

損害と支払われる保険金の関係は上の表のとおりで、保険金の支払いには原則として、保険会社による実地調査が必要です。しかし、今回の震災では、保険金の迅速な支払いのため日本損害保険協会が航空写真や衛星写真で被災地域の被害を判定する方法が取られています。

ただ、契約者が申請しない限り保険金の受け取りはできないので、まずは契約した損害保険会社に問い合わせることが重要です。

Q 3. 契約書も流され、保険会社もわからないときはどうすればいいのですか。

A 3. その場合の窓口として

日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター
フリーダイヤル 0120-501-1331
9:00から17:00 月曜～金曜 祝日は除く
ホームページ <https://jishin-hoken-kakunin.jp/top.php>

がありますのでお問い合わせください。またインターネットでも日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)から問い合わせることもできます。

保険金の請求は原則 3 年間です。契約書類がないときや契約した方が亡くなっている場合などでも同様にフリーダイヤルで手続きなどを確認することができます。

Q 4. 地震保険には支払いが制限される場合があると聞いたことがあります、どうなのでしょう。

A 4. 地震などによる大規模の災害では、被害金額が膨大なものになることが予想され、仮にその金額をすべて保険で賄おうとすると保険料もかなりの高額になります。そこで、国による再保険などを取り入れ、保険金額もあまり高額にしないことで、保険料をある程度低く抑えた今の日本の地震保険制度があると考えられます。

現在の地震保険は保険金の総額 5 兆 5 千億円を超えた場合は、保険金額が減らされる場合がありますが、今回の震災では保険金額の全額の支払いが公表されています。一方、地震保険の契約金額は火災保険の保険金の 30%から 50%ですので、全損で支払われてもこの保険金だけでは、住宅の再建は難しいと考えられます。保険金だけではなく、住宅に関する行政の支援策なども合わせてご検討されることをお勧めします。

火災保険や地震保険は損害保険会社が扱うほか、共済と呼ばれる「JA共済」や「JF共済」、「全労済」などでも同様の種類の保障をする保険があります。農家の方や漁師の方の場合、保険ではなく共済と契約している場合もありますので、あわせて確認することをお勧めします。

地震・津波等で見舞金などが支払われる場合もあります。例えば、都道府県民共済の「新型火災共済」では、住宅が地震等により半壊・半焼以上の損害を被った場合、加入金額の 5% (300 万円限度) が地震等見舞共済金として支払われたり、住宅の被災により、加入者または同一世帯に属する方が死亡または重度障害になられた場合、一人につき 100 万円、一回の支払い事由につき合計 500 万円までの地震見舞共済金が支払われます。

このように保険や共済には、支払われる保険金や見舞金の種類が多くあります。ご自身の状況を確認した上で契約している損害保険会社、共済の担当に確認することをお勧めします。



預金の払出し等

1. 通帳・印鑑紛失時の払出し

Q. 通帳、印鑑をなくしたのですが預金の払出しはできますか。

A. 表1のように本人である確認資料を持参すれば預金支払いはできます。

また、確認資料がない場合でも預金支払いができる場合がありますので、詳しくは金融機関の窓口にご相談ください。

<表1>

状況	払戻限度額	留意事項
通帳、キャッシュカードなし	銀行、信金、信組など 一日10万円まで	運転免許証など本人を確認できる資料を持参。 上記の資料を持っていない場合でも本人確認ができれば払戻しが可能。
印鑑なし	ゆうちょ銀行 一人20万円まで	拇印の押印にて払戻し可能。 他に上記の本人が確認できる資料が必要になります。 詳しく金融機関の窓口にて相談してください。

2. 他の金融機関での払出し

Q. 被災地以外の場所に避難していますが他金融機関でも預金の払出しはできますか。

A. 表1のように本人である確認資料を持参すれば表2にて指定している取引金融機関の預金を取引金融機関以外でも預金支払いすることができます。ただし、信用金庫、信用組合においては銀行の預金支払いは現在のところできません。詳しくは各金融機関の窓口にご相談ください。

<表2>

避難されている方が預金をお持ちの取引金融機関
• 銀行：青森銀行、北都銀行、荘内銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、山梨中央銀行、富山銀行、清水銀行、大垣共立銀行、三重銀行、中国銀行 • 信用金庫：宮古信用金庫、杜の都信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫 • 信用組合：石巻商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合

詳しくは全国銀行協会の以下のホームページにて確認できます。

http://www.zenginkyo.or.jp/topic/deposit_cooperation/index.html

3. 亡くなられた方の預金の払出し

Q. 今回の震災にて親（おそらく預金者？）が死亡したが、今後の手続きはどうしたらよいですか。

A. 相続の手続き（預金の払出しや名義変更）で必要となるのは、次の表のとおりです。金融機関ではこれらの書類がすべて整ったのを確認して手続きを行います。

必要書類	1. 金融機関所定の手続依頼用紙
	2. 被相続人の除籍謄本
	3. 相続に全員の戸籍謄本
	4. 遺産分割協議書
	5. 相続人全員の印鑑証明書

しかし、今般の震災を受けて、現在、被災地を中心に生活資金等を目的として、親族等本人以外への預金払出しに関しては事実を確認した上で、弾力的に対応している金融機関もあります。詳しくは金融機関窓口にご相談ください。

また、全銀協ではお亡くなりになった方や行方不明の方の預金口座について、どの金融機関に口座を有しているかわからないご遺族やご親族のため、預金者の口座の有無を一括して照会できる窓口を設けています。

相談窓口	被災者預金口座照会センター 電話番号 0120-751557 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00
参加する金融機関	原則、国内に本支店を有する銀行＊ （＊）信用金庫・信用組合においては、現在、5月以降の参加に向けて検討を行っています。

4. 通帳、キャッシュカードの再発行

Q. 通帳、キャッシュカードを今回の震災で紛失しましたがどうしたらよいですか。

A. 通帳・キャッシュカード・印章のいずれかを紛失した場合は、まずは取引先金融機関に連絡してください。その後、再発行を希望する場合は本人を証明できる公的証明書（運転免許証やパスポート等）と届印鑑（印鑑紛失の場合は新しい印鑑）をご持参のうえ、取引金融機関の窓口に来店し、紛失したお届けと再発行や改印などの手続きをします。取引金融機関の連絡先は以下にて確認できます。

【全国銀行協会加盟銀行カード・通帳・印鑑をなくされたときの連絡先一覧】

<http://www.zenginkyo.or.jp/inquiry/loss/>

全国信用金庫の店舗一覧

<http://www.shinkin.org/list/index.html>

全国信用組合の店舗一覧

<http://www.shinyokumiai.or.jp/kinkyu/index.shtml>

そ の 他

1. 生活保護制度

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する事を目的とする制度です。

今回の東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについては、被災者の事情に配慮し、適切な保護の実施に当たるよう、各都道府県等に特段の配慮を指示する文書が出されています。生活保護は、原則として保護を受けたい方の申請によって開始されます。

○保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費、被服費、光熱水費等)	生活扶助	基準額は、食費等の個人的費用(年齢別に算定)と、光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に算定)を合算して算出
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払い(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払い(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の習得や高等学校への就学等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

○生活扶助基準額の例(平成23年4月1日現在、地方郡部等の場合)

標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	137,140円
高齢者単身世帯(68歳)	61,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	93,210円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	156,760円

○保護の要件等

- ①預貯金等の活用、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却しなければなりません。が、本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等は、処分困難なものとして取り扱うこととしています。後日、処分可能となった場合はそれまでの保護費の費用の返還義務を負うこととなります。
- ②働くことが可能な方は、その能力に応じて働かなくてはなりません。
- ③年金や手当など他の制度で給付を受ける場合はまずそれらを活用することとしています。
東日本大震災に係る義援金、災害弔慰金、補償費、見舞金等を受けた場合については、「自立更生のために当てられる額」は収入とされません。

【お問い合わせ・申請窓口】

住まいの地域の福祉事務所の生活保護担当、避難先の町村役場もしくは保護の実施機関が責任を持って行うことになっています。

2. 原発事故の賠償

(1) 損害賠償金

福島第一原子力発電所の事故により避難をした住民の損害賠償については「原子力損害賠償紛争審査会」の判定指針によって損害賠償金が支払われます。

とりあえずは、避難世帯に1世帯当たり100万円（単身世帯には75万円）の仮払金の支給が始まっています。仮払金の申請書は東京電力から配布され、これに世帯主名・住所・家族構成・口座番号を記入・捺印し、住民票の写しを添付して提出し（郵送も可）、口座振込みにより受領します。

仮払金の支払対象は、福島第一原発から半径30キロ圏内と福島第二原発から半径10キロ圏内で避難や屋内退避を強いられている世帯ですが、30キロ圏外の計画的避難世帯も対象になります。

なお、農林漁業者への賠償金の仮払い（出荷制限・自粛措置や家畜処分などで受けた4月末までの被害額の2分の1）も開始されます。被害額の算定はJAと県漁連によって行われています。

さらに東京電力は、中小企業の損害についても仮払いする方針を示しています。

【仮払金についてのお問い合わせ先】

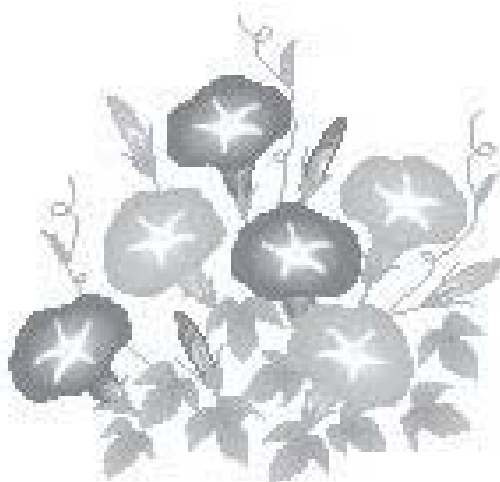
福島原子力補償相談室（コールセンター）

0120-926404（日曜日を除く9：00から21：00まで）

(2) 原発避難者への社会保険の取り扱い

今回の地震・津波被災者への雇用保険の失業給付の特例、医療費・介護サービス費の自己負担金の免除の特例（24年2月まで）は、原発避難者も対象になります。

また、原発避難地域に3月11日時点で住所があった人は、国民年金保険料が全額免除されますので、7月末までに免除申請の手続きを行ってください。



3. リ災証明（罹災証明）

リ災証明とは、災害によって家屋などが破損した場合、市町村職員が被害状況を確認して、建物の損害程度を証明するものです。

リ災証明によって証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準」に基づいて被害程度の認定が行われます。

リ災証明書は保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続きの際、提出を求められることがあります。例えば被災者生活再建支援制度の申請や義援金の分配の際、各市町村が独自に設けている支援策・救済措置を利用する際などです。リ災証明書を提出することが数回ありますので、コピーを取って「写し」を提出するようにしましょう。

○被害認定基準（損害判定基準）

住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、すなわち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼・その他)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。

申請・相談の際は身分証明書（運転免許証、パスポート等）のほか被害状況がわかる写真（可能な場合）をご用意ください。

【お問い合わせ先】

建物・家財等の動産被害についての申請・相談窓口は、お住まいの市町村役場となります。

火災による被害についての申請・相談窓口は、各消防署となります。



記載例

証明番号

証第

号

り災（届出）証明申請書

平成23年 4月 1日

青葉 区 長

り災証明の申請の場合
「携帯電話番号」も
記入してください。

〔申請者〕 住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
氏名（代表者） 仙台 太郎
電話（ 022 ） 261 - 1111
現在の連絡先 住所 仙台市青葉区上杉1丁目5-1
宮城 春子 様方
電話（ 022 ） 225 - 7211

〔代理人〕 住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
氏名（代表者） 仙台 花子
電話（ 022 ） 261 - 1111
申請者との関係 妹（同居）

り 災 場 所	仙台市 青 葉 区 国分町3丁目7-1 (アパート等の場合、名称)	
り 災 住 家 等	☒ 住 家（ ☐ 持家／ ☒ 借家：所有者名 上杉 花子 ） ☐ 非住家（ ）	
申請者とり災 住家等の関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☒ 借家人 ☐ その他（ ）	
り 災 日 時 及 び り 災 理 由	平成23年 3月 11日（ 金 ） 14時 46分頃 理由： 東北地方太平洋沖地震 による	
り 災 届 出 内 容	(例) 建物の場合：津波により床上 50cm 浸水、屋根破損 外壁ひび割れ、土台に亀裂 動産の場合：テレビ損壊、自動車(宮城 580 か 00-01)が津波に浸水	
証明必要数及 び必要理由等	2 通	(理由、提出先等) 被災者生活再建支援制度を利用するため など
備 考	・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は、裏面を参照してください。 ・建物が被災された方で、現在の連絡先が変更となった場合は、資産所在区へご連絡ください。	

り災届出証明書

上記のとおり、り災届出がなされたことを証明します。

平成 年 月 日

仙台市

区長

印

開設のお知らせ

東北地方太平洋沖地震

社労士会 復興支援ほっとライン

東北地方太平洋沖地震による被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

皆様の生活が一日も早く回復されるよう、雇用労働問題、労働社会保険と中小企業支援に関する無料電話相談窓口「社労士会 復興支援ほっとライン」を開設します。

こんな悩みのご相談は

- ・ 会社が倒壊してしまい、働くことができない。
- ・ 避難生活を余儀なくされ、国民年金の保険料を納められない。
- ・ 地震によるけがで入院しているが、医療費を払えない。
- ・ 社屋を建て直して事業を再開するための資金を借りたい。
- ・ 地震や津波、計画停電で休業する間、従業員に給料を払えない。
- ・ 地震と津波の被害で社会保険料を納められない。

こちらでお受けします **無料です**

労働社会保険の専門家である社労士が電話でご相談をお受けします。

相談日時：月曜日から金曜日の10:00～17:00
(祝・祭日を除く)

 **0120-000-528**



全国社会保険労務士会連合会

社労士会

検索



東日本大震災被災者・避難者支援

司法書士無料電話相談

<フリーダイヤル>

0120-445528

受付時間：平日10時から16時まで

実施期間：4月18日(月)から当分の間

※各地の司法書士会へ電話がつながります。
※電話がつながりにくい場合は、時間をおいてからおかけ直してください。
※IP電話からはおつなぎできません。
※本電話相談は予告なく終了させていただく場合がございます。

東日本大震災による被害を受けた方々、避難をしている方々を対象に、司法書士が土地・建物、住宅ローン、借家・借地関係、会社関係、財産管理などの相談に電話でお応えいたします。まずはお電話ください。

日本司法書士会連合会
司法書士会
日本司法支援センター（法テラス）

土地家屋調査士 無料電話相談

東日本大震災による被害をうけた方々、避難をされている方々を対象に、土地家屋調査士が土地・建物について相談にお応えいたします。

<岩手県専用相談ダイヤル>

019-622-1276

～月・水・金曜日13時から17時まで～

<宮城県専用相談ダイヤル>

022-225-3961

～平日13時から17時まで～

<福島県専用相談ダイヤル>

024-534-7829

～平日9時から17時まで～

ファイナンシャル・プランナーとは

ファイナンシャル・プランナー（ＦＰ）は金融全般に関する専門的な知識を持ち、くらしとお金に関する問題や不安を解決するために皆様の立場で考え、長期的かつ総合的な視点で様々なアドバイスや実行をサポートします。さらに、一度立てたプランを皆様の人生の様々なタイミングや経済環境の変化などにより見直します。つまり、ＦＰは皆様の夢や目標について一緒に取組む、一生頼れるパートナーです。

私たちファイナンシャル・プランナー（ＦＰ）は、ＦＰ相談などを通じて、皆さまの生活再建の支援をしてまいります。



2011年5月25日発行

発行 特定非営利活動法人（NPO 法人）

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 東北ブロック

仙台市宮城野区榴岡 4-1-8 パルシティ仙台 3 F

協力 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

岩手支部 福島支部 宮城支部 青森支部 秋田支部 山形支部

ファイナンシャル・プランナーによる
**生活再建のために必要な
お金や暮らしに関する
相談受付中**

FP にはこんな相談ができます

- ◎被災者生活再建支援制度 ◎災害復興住宅融資 ◎住宅ローン（見直し含む）
- ◎災害弔慰金・災害障害見舞金 ◎社会保険制度などの給付
- ◎地震保険・生命保険請求 ◎各種奨学金 ◎預金の支払い ◎相続預金 など

被災者支援無料電話相談

◎開設期間：平成 23 年 5 月 7 日（土）～平成 24 年 3 月 31 日（土）
フリーダイヤル

0120-874-002

（10:00～16:00）